

## 提案者選定及び技術提案書特定評価要領

### 1 業務実施上の条件

次の場合は、非適合とする。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び総合主任担当技術者が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合（設計共同体の場合に、管理技術者が代表構成員の組織に属していない場合も含む。）
- (3) 管理技術者が1名でない場合
- (4) 記載を求めた各主任担当技術者が各1名でない場合  
（必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障がない。）
- (5) 管理技術者が、記載を求めた主任担当技術者を兼務している場合  
また、記載を求めた主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合
- (6) 協力事務所等（構成員含む）が指名除外期間である場合
- (7) 総合の分担業務分野を再委託した場合
- (8) その他、設定した条件を満たしていない場合

### 2 技術提案書の特定について

- (1) 技術提案書の提出者の選定について  
「技術提案書の提出者を選定するための基準」により、三朝温泉入浴等施設整備基本設計・実施設計者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において5者程度を選定する。
- (2) 技術提案書の特定について  
「評価基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、審査委員会において、優先交渉権者1名、次点者1名を特定する。

### 3 評価基準について 【技術提案書の提出者を選定するための基準】

評価点について

※ 当該プロポーザル参加者の評価点の算定は、評価係数×配点とする。

※ 各項目の評価点は、各審査委員の評価点の平均値（四捨五入により少数第2位までとする。）を採用する。

#### (1) 提出者の技術力

##### ア 2016年（平成28年）4月以降に完了した設計業務の実績

事務所が2016年（平成28年）4月以降に町等から受注した設計業務の実績を1件、次の順で評価する。

※町等とは、国若しくは地方公共団体又は特殊法人、認可法人、若しくは、独立行政法人とする。

評価基準	評価係数
① 設計対象面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上	1.0
② 設計対象面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	0.6
③ 設計対象面積 1,000 m <sup>2</sup> 未満	0.3

#### (2) 技術者の資格

次の表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
総合	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
電気	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士 技術士（業務に係るものに限る） 一級建築士	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士	0.2
	その他	0.2
機械	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士 技術士（業務に係るものに限る） 一級建築士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2
	その他	0.2

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

※ また、評価係数の重複カウントはしない。（分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。）

※ 分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限り。

※ 分担業務分野の機械に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門（「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門又は衛生工学部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限り。

### (3) 技術者の技術力

ア 2016年（平成28年）4月以降に完了した設計業務の実績

過去の実績のうち1件を次のとおり評価する。

(ア) 同種業務=0.9とする。（公衆浴場に該当する施設の場合1.0）

国若しくは地方公共団体又は独立行政法人等が発注した、延べ面積1,000㎡以上の公衆浴場、寄宿舎、宿泊施設、病院又は福祉施設」のいずれかに該当する施設に係る設計業務を元請（設計共同体も含む。ただし、出資比率が30%以上の構成員に限る。）として履行し、完了したもの。なお、公衆浴場に該当する施設の実績については、評価において特に重視し、配点を高く設定するものとする。

(イ) 類似業務=0.5とする。

延べ面積1,000㎡以上の住宅を除く公共施設（注1）の新築又は増築（当該増築部分が前記規模のものに限る。）に係る設計業務を元請として履行し、完了したもの。

（注1）「住宅を除く公共施設」とは、住宅及び同種業務に該当しない公共施設及び公的施設のこと

(ウ) 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者又は これに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又は これに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

実績について(ア)×(ウ)又は(イ)×(ウ)を算出した値（四捨五入により小数第2位までとする。）のうち1件を「2016年（平成28年）4月以降に完了した設計業務の実績」を評価する。

#### 4 技術提案書の特定基準について【技術提案書を特定するための基準】

##### ア 業務実施方針及び手法

提出された技術提案書の内容を踏まえ、審査委員会委員の評価により総合的に判断を行う。評価点は、各委員の評価点を平均して算出する。（四捨五入により小数第2位までとする。）

評価項目	判断基準	各委員の評価係数				
		1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針・体制	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。また、業務の取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、獨創性、実現性を総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
要求水準に係る技術提案の的確性・獨創性・実現性	設定したテーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、獨創性（工学的見地に基づく獨創的な提案がなされているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して提案ごとに総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

なお、提出された技術提案書の内容を評価するなかで、評価に該当しない場合は、評価係数を「0」とする場合がある。

##### イ 提案価格

提案価格については、提案限度額の9割を下限とし得点を20点、提案上限額の得点を10点として段階的に評価する。